

鞍ヶ池公園民間活力導入事業公募設置等指針

及び

鞍ヶ池公園指定管理者募集要項

令和元年12月

令和2年1月変更

豊田市

目 次

はじめに.....	1
第1章 基本方針	2
(1) 民間活力導入に向けての基本方針	2
(2) ゾーニング.....	3
第2章 事業の概要.....	4
(1) 事業の名称.....	4
(2) 公園の概要.....	4
(3) 事業概要	6
(4) 事業の流れ.....	11
第3章 事業の実施条件等.....	12
(1) 公募対象公園施設に関する事項.....	12
(2) 自主事業による施設に関する事項	15
(3) 特定公園施設に関する事項	16
(4) 利便増進施設に関する事項	18
(5) キャンプフィールドに関する事項	18
(6) 管理運営等に関する事項.....	21
(7) 評価委員会による評価	22
第4章 公募の実施に関する事項等	23
(1) 公募への参加資格等	23
(2) 応募手続き.....	24
(3) 選定審査に関する事項	27
(4) 公募設置等計画の認定	27
(5) 契約の締結等.....	27
(6) オープニングセレモニーの実施.....	28
(7) リスク分担等.....	29
(8) 事業破綻時の措置.....	31
第5章 その他.....	31
(1) 工事中の条件.....	31
(2) 関連法令	31
(3) 適用基準	32
(4) 情報公開	33
お問合せ・提出先	33

【用語の定義】

P-PFI	平成29年の都市公園法改正により創設された「公募設置管理制度」のこと。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備等を一体的に行う者を公募により選定する 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。
公募対象公園施設	都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場等
特定公園施設	都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との協定に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行う者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔等を占用物件として設置できる。
設置管理許可施設	都市公園法第5条第1項に規定する、公園管理者の許可を受け、公園管理者以外の者が設置及び管理する公園施設。
管理許可施設	都市公園法第5条第1項に規定する、公園管理者の許可を受け、公園管理者以外の者が管理する公園施設。
設置許可使用料	豊田市都市公園使用料のうち、公園施設を設ける場合の使用料。
管理許可使用料	豊田市都市公園使用料のうち、公園施設を管理する場合の使用料。
公募設置等指針	P-PFIの公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。

はじめに

鞍ヶ池公園は昭和40年に開設し半世紀続く公園です。高度経済成長による人口増加とともに、人と自然が織り成す鞍ヶ池公園「四季のさと」というコンセプトで、家族が無料で楽しめるファミリー向けの公園として発展してきました。

近年は、来園者数が130万人/年を超え、豊田市のシンボルとして親しまれているものの、広大な公園面積や美しいロケーションなど公園ポテンシャルをさらに引き出し魅力向上を図るための伸び代があります。

これからの社会は、少子高齢化による人口の変化、ワークライフバランスを考えたビジネススタイルの変化、おしゃれでスマートな暮らしを楽しむライフスタイルの高まりなど、社会情勢が変化する中で、公園に求められる機能も多様化します。

ミライの公園は、**未来の社会情勢に適応する新しい魅力**が必要です。これに先立つ取組として、鞍ヶ池公園で新しい魅力的なミライ空間の創出に向けて、鞍ヶ池公園民間活力導入事業のパートナーを公募します。

美しい景観と入園無料で楽しめる形態は担保しつつ、ミライターゲット「①無料手軽感重視のファミリー層」「②鞍ヶ池公園を楽しむシニア世代」「③高速道路利用等の新規来園者」に向けて、新しい魅力的なコンテンツを提供し、**ミライ空間づくりを実現**します。とりわけ鞍ヶ池公園では、人々は飲食、自然を活かしたアクティビティ、スマートなキャンプフィールドを希望しています。人と人とが交流し、楽しみ、もっとワクワクするために。

このミライ空間づくりを基盤として、市民等、豊田市、民間の方々の取組がスパイラルアップすることで、**人々の「WE LOVE とよた」※の想い**に応えていきます。

【概念図】



※「WE LOVE とよた」の取組とは

市民がとよたの魅力に改めて気づき、共に絆と信頼を深めながら、愛情と誇りを持って行動し、魅力にあふれたこのまちを次の世代に引き継ぐとともに、人や地域が優しさでつながり、多様な楽しみを尊重し分かち合うことにより、誰もが幸せを感じる「わくわくする世界一楽しいふるさと」を目指すことをいいます。

第1章 基本方針

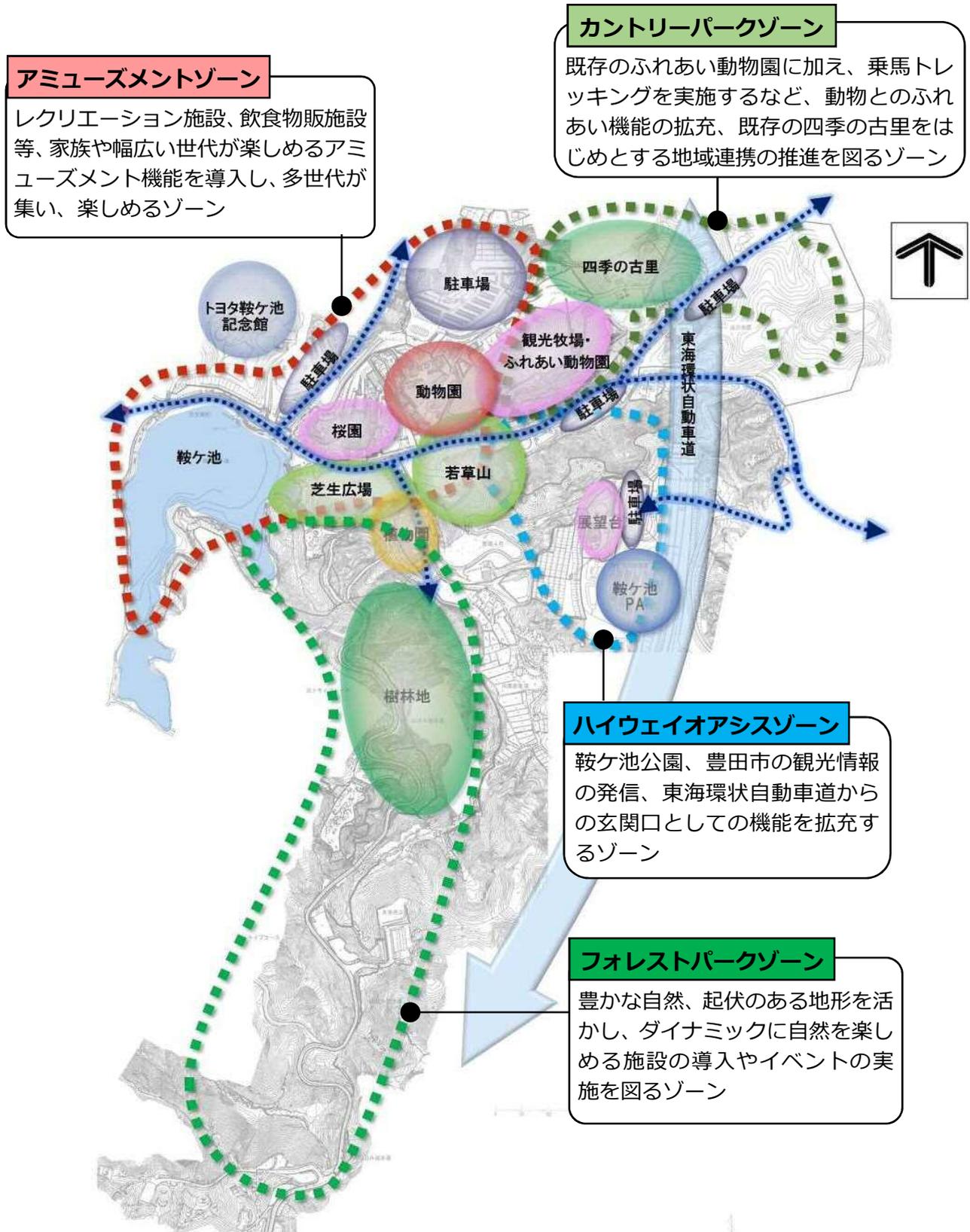
(1) 民間活力導入に向けての基本方針

人と自然が織り成す鞍ヶ池公園「四季のさと」というコンセプトを引き継ぎつつ、次の方針に沿う提案を求めます。

- ① 収益重視のみならず、公園ユーザーの気持ちを第一に考えたミライ空間づくりを実現し、
人と人が交流し、楽しみ、もっとワクワクする鞍ヶ池公園に向けて、
人々のWE LOVE とよた の想いに応えていく
- ② これまでの入園無料で楽しめる公園の形態を確保
- ③ 雄大な自然景観の美しさ、ゆったりと時が流れる居心地の良い佇まいを担保
- ④ 導入施設は、現状の景観に馴染む色、意匠で計画
- ⑤ 広大な園内と既存施設の有効活用を図りつつ、ポテンシャルを活かした新しい魅力施設を整備
- ⑥ 魅力あるハイウェイオアシス空間を実現する高品質・高機能でスマートなキャンプフィールドを整備
- ⑦ 市民ボランティアで人と人がつながるなど公園プレイヤーの活動を推進
- ⑧ 公募区域に隣接する動物園など既存施設との連携
- ⑨ 鞍ヶ池公園に隣接して共に年月を重ねてきた既存店舗への配慮
- ⑩ 地元造園業者など、これまでに鞍ヶ池公園に携わってきた地元企業への配慮

(2) ゾーニング

鞍ヶ池公園のゾーニング及び各ゾーンの方針は次のとおりとします。



第2章 事業の概要

(1) 事業の名称

鞍ヶ池公園民間活力導入事業

(2) 公園の概要

鞍ヶ池公園は豊田市の市街地東部にあり、豊かな自然に、様々な施設を有する風致公園です。

起伏に富んだ地形を生かして施設を配置し、鞍ヶ池湖畔には池を一周する湖畔歩道をはじめ、全山芝生の若草山、動物園、観光牧場などがあり、市民の休息、散策、運動や、動物との触れ合い、子どもの遊び、多様なイベントに利用されるなど、多目的に活用され、古くから市民に愛されて利用されてきました。公園の周囲も自然の樹林地に囲まれており、一体は良好な自然景観を形成しています。

また、鞍ヶ池公園に隣接して東海環状自動車道の鞍ヶ池パーキングエリアがあり、ハイウェイオアシスはパーキングエリアから出ることなく直接アクセス可能な玄関口となっています。ハイウェイオアシスには「パーキングエリア園地」があり、その眺望の先には、子どもたちの遊びの拠点となる「プレイハウス」がある他、園地の北側には動物園も整備されています。





【鞍ヶ池公園の概要】

施設設置条例	豊田市都市公園条例（昭和38年条例第6号）
施設名称	鞍ヶ池緑地
公園所在地	愛知県豊田市矢並町法沢714-5
敷地面積	95.13ha
開園年月日	1965年4月1日
公園種別	風致公園（特殊公園）
公園内の施設等	鞍ヶ池、水辺テラス・水辺デッキ、プレイハウス、子どもプレイコーナー、植物園、桜園、芝生広場、観光牧場、動物ふれあい広場、動物園、若草山、四季の古里（さと）、英国庭園、PA園地・PA展望台
用途地域	市街化調整区域
防火地域	防火指定なし
自然公園法※	愛知高原国定公園区域（第2種特別区域）：公園区域の一部 （第3種特別区域）：公園区域の一部
森林法※	保安林：公園区域の一部 地域森林計画対象民有林：公園区域の一部
砂防法※	砂防指定地：公園区域の一部
宅地造成等規制法※	宅地造成工事規制区域：公園区域の一部
文化財保護法※	埋蔵文化財包蔵地：公園区域の近接地

※法規制の範囲は、別紙資料 4～8 をご参照ください。

(3) 事業概要

①事業内容

この事業は、現在の景観と形態を活かし、既存施設を有効活用しつつ、広大な園内を活かした民間活力導入により、「公園ユーザーに新しい魅力的なサービス提供を行う公園施設の整備」、「公園ユーザー目線による維持管理運営」を行うことで、公園満足度を高め、豊田市のシンボル・鞍ヶ池公園の知名度アップを目指します。

そこで、公募設置管理制度（Park-PFI 制度）を活用し、民設民営の例えば飲食施設、自然を活かしたアクティビティの施設（以下「公募対象公園施設」という。）を設置するとともに、その施設付近においてサービスセンター等の公園施設（以下「特定公園施設」という。）の整備の提案を募集します。

さらに、人と人が交流し、楽しめる場所を提供するために、鞍ヶ池公園に市民から求められている高品質・高機能でスマートなキャンプフィールドの設計施工の提案を募集します。

園地全体の維持管理運営は、地方自治法第 244 条の 2 に基づく指定管理者として、管理運営の提案を募集します。

②鞍ヶ池公園に導入を想定する事業項目

(ア) 公募対象公園施設の設計施工及び管理運営

(イ) 公園のゾーニングを踏まえた自主事業による施設[※]の設計施工及び管理運営

(ウ) 特定公園施設の設計施工

(エ) キャンプフィールドの設計施工及び管理運営

(オ) 指定管理による園地全体の管理運営（一部を除く。）

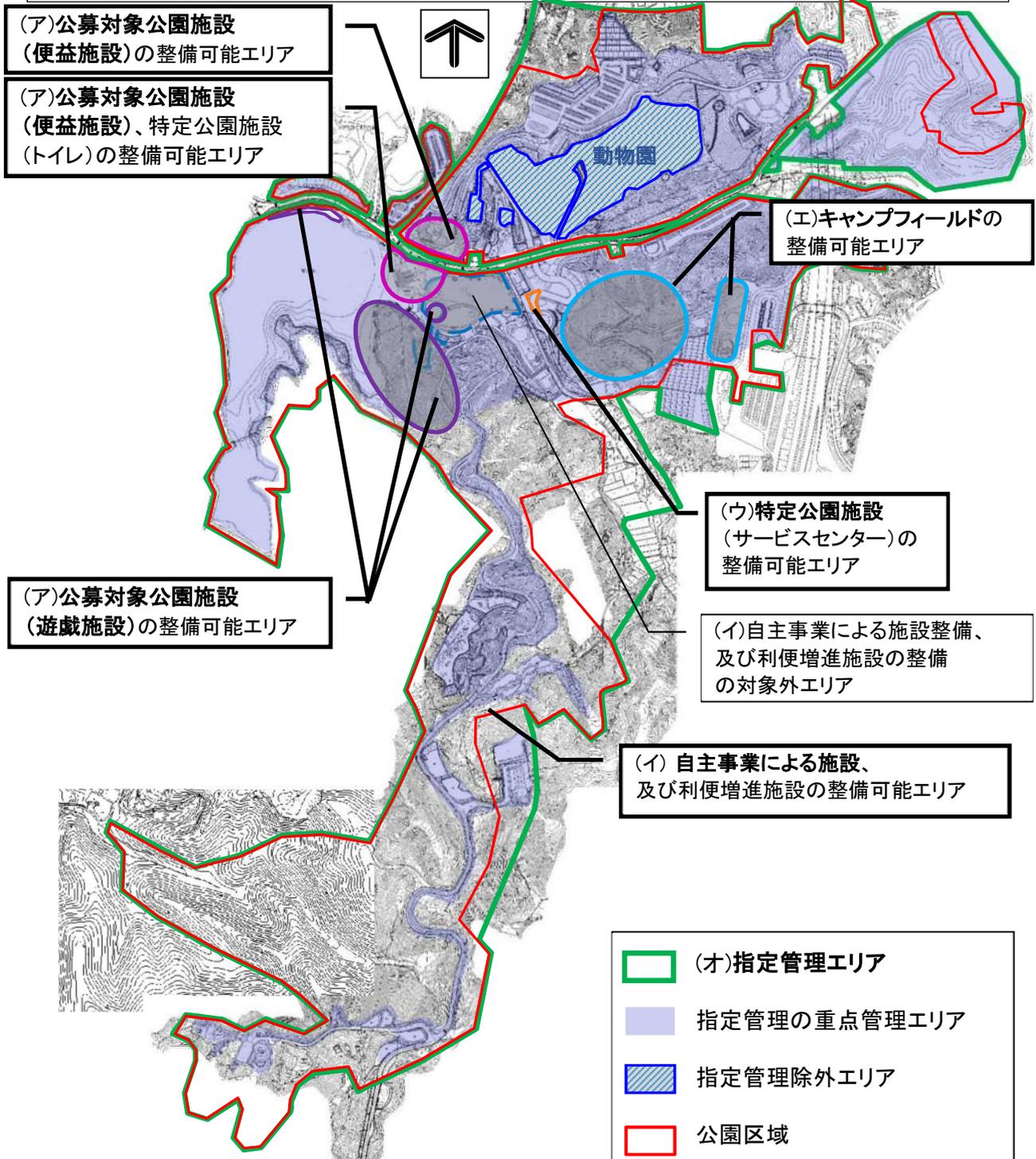
※設置管理許可施設、
管理許可施設
公募対象公園施設など

③公募区域

事業対象区域は次頁のとおりです。（詳細は別紙資料 1 事業区域図をご参照ください。）

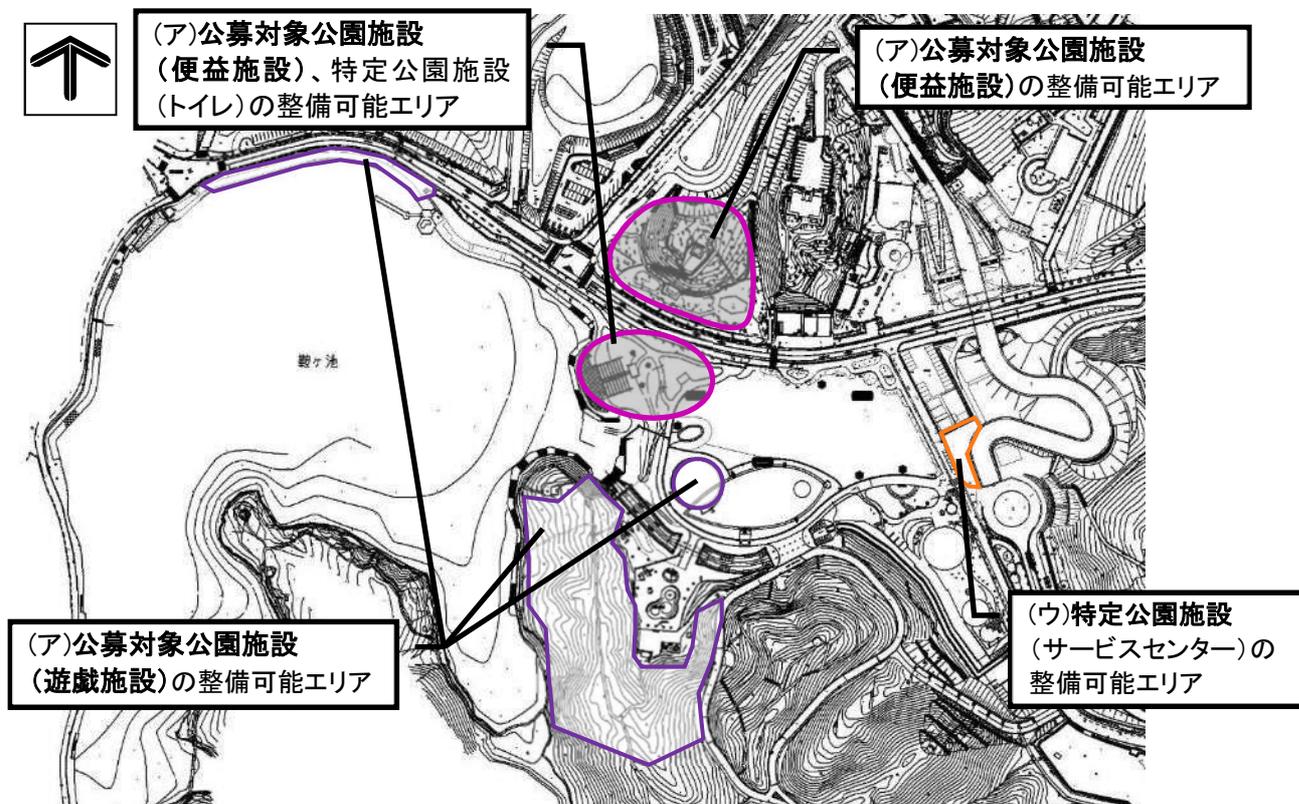
【事業対象区域】

- (ア) 公募対象公園施設の設計施工及び管理運営 → エリア〇〇で提案
 (イ) 公園のゾーニングを踏まえた自主事業による施設の設計施工及び管理運営
 → エリア全域〇で提案
 (ウ) 特定公園施設の設計施工 → エリア〇で提案
 (エ) キャンプフィールドの設計施工及び管理運営 → エリア〇で提案
 (オ) 指定管理による園地全体の管理運営（一部を除く。） → エリア全域〇で提案



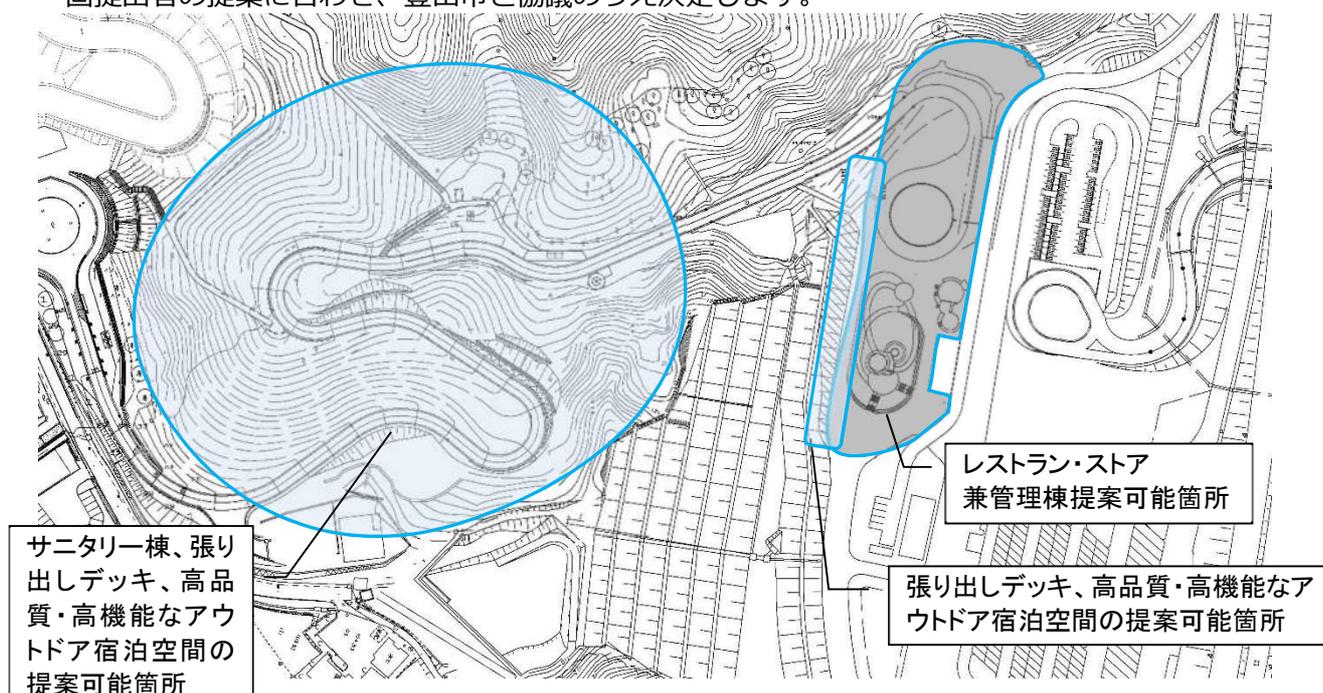
【公募対象公園施設・特定公園施設の整備可能エリア】

公募対象公園施設は次のエリアを整備可能エリアとします。



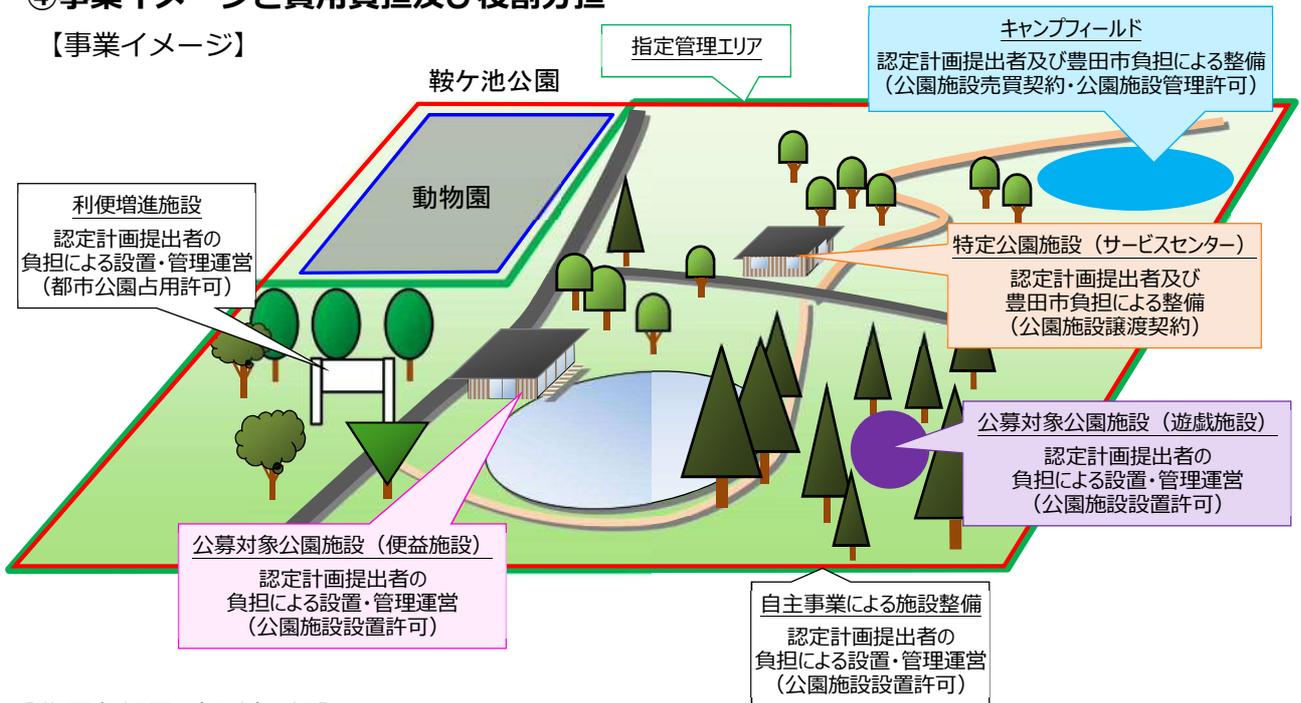
【キャンプフィールドの施設提案可能エリア】

キャンプフィールドの導入施設は、次の配置を想定しています。ただし、施設配置は認定計画提出者の提案に合わせ、豊田市と協議のうえ決定します。



④事業イメージと費用負担及び役割分担

【事業イメージ】



【費用負担及び役割分担】

項目		公募対象公園施設 (便益施設、 遊戯施設)	利便増進 施設	特定公園 施設	キャンプフィールド		指定管理によ る園地全体 の維持管理運営
					管理許可※	設計施工一括 発注方式※	
設計 施工	実施 主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	—
	費用 負担	認定計画提出者	認定計画提出者	豊田市と認定 計画提出者	認定計画提出者	豊田市	—
	位置 づけ	基本協定により認 定計画提出者が公 園施設設置許可を 受けて整備	認定計画提出者が 都市公園占用許可 を受けて整備	公園施設譲渡契 約により豊田市 へ譲渡	基本協定により認 定計画提出者が公 園施設管理許可を 受けて整備	公園施設売買 契約により豊 田市が買取	—
管理 運営	実施 主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者 が、指定管理者 として維持管理 を実施	認定計画提出者	認定計画提出 者が、指定管 理者として維 持管理を実施	認定計画提出 者が、指定管 理者として維持 管理を実施
	費用 負担	認定計画提出者 ※設置許可使 用料も負担	認定計画提出者	豊田市	認定計画提出者 ※管理許可使 用料も負担 ※売上げ一部を還元	豊田市	豊田市 ※自主事業は認定 計画提出者の負 担により実施
	位置 づけ	基本協定により認 定計画提出者が公 園施設設置許可を 受けて管理運営	認定計画提出者 が都市公園占用 許可を受けて管 理運営	基本協定により 認定計画提出者 が指定管理者と なり管理運営	基本協定により認 定計画提出者が公 園施設管理許可を 受けて管理運営	基本協定により 認定計画提出者 が指定管理者と なり管理運営	基本協定により認 定計画提出者が指 定管理者となり管 理運営
	財産 管理	認定計画提出者	認定計画提出者	豊田市	認定計画提出者	豊田市	豊田市

※設計施工一括発注方式の対象部分は、公募設置等指針 P20「第3章 (5) ①C 施工区分の一例」に示される A 工事で整備される施設を対象とし、認定計画提出者の負担で整備される C 工事の施設は管理許可の費用負担及び役割分担に含まれるものとします。

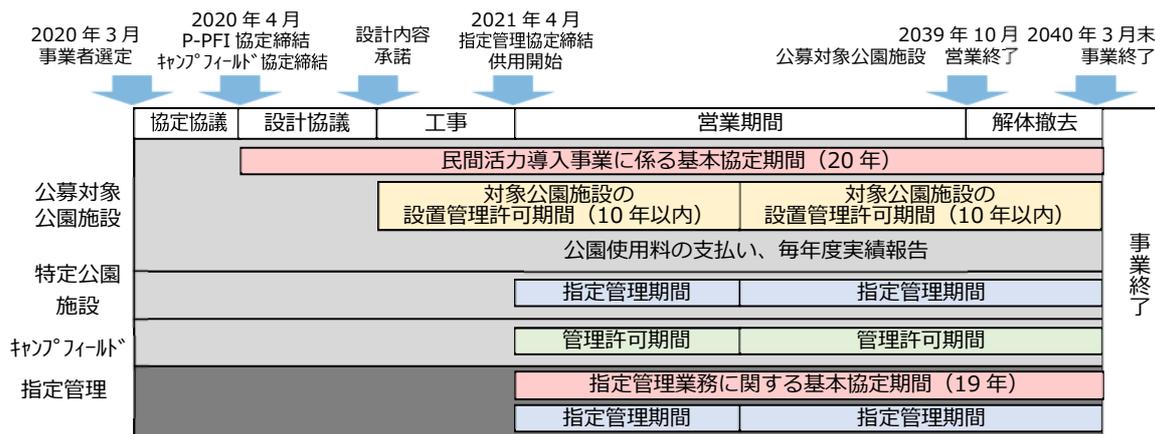
⑤事業期間

事業期間は、次の図のとおりです。

認定公募設置等計画の有効期間は、基本協定締結から2040年（令和22年）3月末までとします。認定の有効期間には、設計、工事及び事業終了前の公募対象公園施設の解体・原状回復に要する期間を含みます。

公募対象公園施設の設置管理許可の期間は、公募対象公園施設の着工日から認定公募設置等計画の有効期間終了日までとします。なお、設置管理許可開始から10年目に認定計画提出者からの申請により設置管理許可を更新します。

なお、期間満了で営業を終了するときは、認定計画提出者の負担で、公募対象公園施設の用地を原状回復していただきます。ただし、キャンプフィールド、特定公園施設は除きます。



⑤公募スケジュール

公募、選定、事業着手に向けたスケジュールは下記を予定しています。

項目	時期
公募設置等指針の公表・配布	2019年（令和元年）12月20日（金）
公募説明会参加申込期限	2019年（令和元年）12月26日（木）まで
説明会の開催	2019年（令和2年）1月8日（水）
応募登録	2019年（令和元年）12月26日（木）から 2020年（令和2年）1月24日（金）まで
質問の受付	2019年（令和元年）12月26日（木）から 2020年（令和2年）1月10日（金）まで
質問への回答	2020年（令和2年）1月23日（木）まで
再質問の受付	2020年（令和2年）1月27日（月）から 2020年（令和2年）1月31日（金）まで
再質問への回答	2020年（令和2年）2月7日（金）まで
公募設置等計画の受付期間	2020年（令和2年）2月20日（木）から2月28日（金）まで
プレゼンテーション	2020年（令和2年）3月20日（金）
公募設置等計画の審査・評価	2020年（令和2年）3月20日（金）
設置等予定者の決定、公募設置等計画の認定	2020年（令和2年）3月下旬
民間活力導入事業に係る基本協定の締結	2020年（令和2年）4月
設計等に係る協議	2020年（令和2年）4月から5月まで
指定管理者の指定の議決	2020年（令和2年）6月
特定公園施設譲渡契約の締結、キャンプフィールド 売買契約の締結、公園施設設置申請・許可	2020年（令和2年）6月
事業着手	2020年（令和2年）6月から
指定管理業務に係る基本協定の締結	2021年（令和3年）4月1日（木）
オープニング	2021年（令和3年）4月1日（木）
事業終了	2040年（令和22年）3月末まで

(4) 事業の流れ

① 設置等予定者の選定

豊田市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、設置等予定者を選定します。

② 公募設置等計画の認定

豊田市は、設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、豊田市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、設置等予定者は認定計画提出者となります。

③ 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、豊田市との間で、協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

④ 公募対象公園施設の設計施工及び管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条の2に基づく公園施設設置許可により、公募対象公園施設の設計施工及び管理運営を行っていただきます。

⑤ 特定公園施設の設計施工、豊田市への譲渡

特定公園施設に係る設計施工は、一旦、認定計画提出者の負担において実施していただき、施工完了後、完了検査を経て豊田市が費用の一部を負担し当該特定公園施設を取得します。

⑥ 園地全体の管理運営

豊田市は、認定計画提出者を園地全体（指定管理除外エリア、公募対象公園施設を除く。）における管理運営の「指定管理者」とすることを予定しています。

⑦ キャンプフィールドの設計施工

設計施工一括発注方式によるキャンプフィールドに係る設計及び施工は、一旦、認定計画提出者の負担において実施していただき、施工完了後、完了検査を経て豊田市が買い取ります。

⑧ キャンプフィールドの管理運営

全てのキャンプフィールドの引き渡しを終了した時点において、豊田市は、認定計画提出者をキャンプフィールドの運営者とすることを予定しています。キャンプフィールドの運営は、管理許可とします。詳細は公募設置等指針 P20「第3章(5)②管理運営に関する事項」を参照してください。

⑨ 施設整備にかかる建築確認申請

公募対象公園施設、特定公園施設、キャンプフィールド施設の整備に際する建築確認申請上の敷地は、土地所有者である豊田市と協議の上、設定することとします。

第3章 事業の実施条件等

(1) 公募対象公園施設に関する事項

①公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、鞍ヶ池公園の賑わい創出に資する施設として、飲食店等の便益施設、樹林地を始めとする自然を活用したアクティビティ等、子どもから大人まで楽しめる遊戯施設を提案してください。都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の2に規定されている施設で、当該施設から生じる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができるものと認められる施設を提案してください。

また、当該施設は公園利用者へのサービス向上だけでなく、地域全体の魅力向上や活性化に資するものとしします。

②公募対象公園施設の設計施工・管理運営に関する条件

<設計施工に関する条件>

A.共通事項

(ア)鞍ヶ池周辺の良好な自然景観、鞍ヶ池から周辺の樹林地への良好なロケーション等、現在の景観の美しさ、佇まい、形態を担保するために、下記の条件で提案してください。

- ・施設の配置は、周辺の自然景観、公園の景観に配慮した計画としてください。
- ・施設の周辺には景観を阻害するものの設置は控えてください。
- ・室外機や設備機器など施設外部に設置する設備は、目隠しをするなど、景観に配慮してください。

(イ)導入施設の色彩、意匠は、周辺の自然景観、公園の景観に調和したものとしてください。

(ウ)鞍ヶ池公園の魅力向上を図り、賑わいの向上や集客につながる提案にしてください。

(エ)景観に配慮し、導入施設に付随した植栽等の提案も可能とします。

(オ)一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることから、特定の利用者に限定される施設や、騒音の発生等により他の利用者による公園利用を著しく阻害する、若しくは周辺住民に迷惑をかけるような施設は望ましくないため、公園への設置にふさわしい施設、周辺の街区と調和した施設を提案してください。

(カ)施設に必要なインフラ（上下水道、電気、ガス等）施設は、認定計画提出者の負担にて整備してください。また、インフラ整備に伴い新たな引き込み等を行う際は、各インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者から各インフラ管理者へ引き込み等に要する費用を負担してください。

(キ)大規模な敷地造成はせず、現況地形を活かした施設整備を予定し、敷地造成にかかる費用は認定計画提出者が負担してください。

B. 便益施設の個別事項

- (ア) 公募対象公園施設に、下記の機能等を有する施設を整備してください。
- ・ 飲食施設の休憩スペースには、一部公園景観を眺望できる座席、居心地の良い屋外の休憩スペースを配置してください。
 - ・ 施設規模に応じたトイレを整備し、そのうち1つは多目的トイレを整備してください。
 - ・ トイレの整備に際しては、豊田市都市公園トイレ設置に関する基準、愛知県人にやさしい街づくりに準拠し、整備を行ってください。
- (イ) 公募対象公園施設は、公園利用者が快適に利用できる施設・空間とし、また既存施設の立地や配置等を考慮し、公園利用者や歩行者、車両等に対して機能的で安全な動線を確保してください。
- (ウ) 公募対象公園施設は平屋建てを基本とし、建築基準法、都市公園法、消防法、豊田市都市公園の設置及び管理に関する条例等、その他関係法令の規定に適合する常設の建築物としてください。また、関係機関等との協議や届出、検査など必要な手続きは遅滞なく行ってください。
- (エ) 公募対象公園施設はユニバーサルデザインに配慮し、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成24年3月国土交通省）を遵守してください。
- (オ) 公募対象公園施設周辺の夜間利用も考慮し、公園利用者や駐車場利用車両等が夜間でも安全に利用できる照度を確保してください。
- (カ) 施設や夜間照明等の配置については、死角や暗がりをつくらぬよう、安全性に配慮してください。
- (キ) 石段、照明灯、園路等の既存施設の撤去にかかる費用は、認定計画提出者が負担してください。

C. 遊戯施設の個別事項

- (ア) 公募対象公園施設に、下記の機能等を有する施設を整備してください。
- ・ プレイハウス南側の樹林地を活用した子どもの遊び場、樹林地及び鞍ヶ池周辺を活用した子ども、大人が楽しめるレクリエーション施設等、自然を活用したアクティビティ施設を提案してください。
 - ・ 導入箇所はプレイハウスの屋上、池の護岸付近の活用も可能です。ただし、別紙資料1事業区域図に示される借地エリアを除いた箇所で整備するものとします。また、市有地からの張り出しによる足場の整備を希望する場合は豊田市と協議が必要です。
- (イ) 公募対象公園施設の配置は、樹林地内の既存散策路に配慮し、計画してください。

<管理運営に関する条件>

A. 共通事項

- (ア) 施設は認定計画提出者が整備し、整備後も所有するものとします。
- (イ) 施設の維持管理及び運営は、認定計画提出者の責任で実施するものとし、それに係る費用は認定計画提出者の負担となります。
- (ウ) 公園利用者が利用しやすく、安心・安全に配慮した維持管理・運営としてください。
- (エ) 公園利用者の利便性を考慮した年間スケジュールを提案してください。
- (オ) 施設の運営にあたり実施する事業は、次に該当するものは除きます。
- ・ 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する事業
 - ・ 青少年等に有害な営業を与える物販、サービス提供等
 - ・ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という）及びその利益となる活動を行う者の活動
 - ・ 上記の他、公園利用との関連性が低く、豊田市が必要とみなすことができないと判断する行為

(カ)公園内や駐車場内、周辺道路において通行利用者などに支障とならないよう対策をしてください。

(支障例)

- ・ 施設利用者、並びに駐車場利用車両の待ち列による、歩車道へのはみ出し等
- ・ 施設利用者が使用する自転車を周辺道路等へ放置すること
- ・ 販売又は配布した物品の広場、道路への投げ捨て

(キ)施設に必要なインフラ（上下水道、電気、ガス等）施設は、認定計画提出者の負担にて管理・運営を行ってください。

(ク)公募対象公園施設の営業時間は導入施設の整備内容、提供するサービスに対し、適切な時間を提案してください。

B.便益施設の個別事項

(ア)便益施設の運営にあたっては、長年鞍ヶ池公園に隣接し、共に年月を重ねてきた既存の店舗への配慮、共存について提案してください。

(イ)営業時の音や振動、照明の照度、及び営業時間については、周辺の環境に配慮してください。

(ウ)公募対象公園施設が公園区域内にあることを鑑み、公園利用者が利用しやすい商品やメニュー、金額を提案してください。

C.遊戯施設の個別事項

(ア)施設運営にあたっての安全基準や考え方を示した上で、施設利用者が利用しやすく、安全安心に配慮した管理運営計画を提案してください。

(イ)施設利用者の安全のため、エリア内の樹林地において、枯れ枝の除去や危険木の伐採、草刈等、定期的な管理計画を提案してください。

③公募対象公園施設の場所

設置が可能な場所は、公募設置等指針 P8「第2章(3)③公募区域【公募対象公園施設・特定公園施設の整備可能エリア】」に示す「便益施設の整備可能エリア」及び「遊戯施設の整備可能エリア」とします。詳細のエリアは別紙資料1 事業区域図をご参照ください。

④公募対象公園施設の設置又は管理運営の開始時期

設置許可開始時期は令和2年4月以降とし、供用開始時期は原則として令和3年4月です。

⑤使用料の額の最低額

認定計画提出者は、各エリアに設置する公募対象公園施設の設置許可面積に対して、自ら提案した公園施設を設ける場合の使用料（設置許可使用料）単価を乗じた額を、設置許可使用料として豊田市に支払っていただきます。

設置許可面積の決定にあたっては、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、豊田市が精査確認します。

設置許可使用料単価の最低額は次の金額を参考に提案してください。

区分	単位	使用料（円）
公園施設を設ける場合の使用料単価の最低額	1 m ² 1年につき	1,000 円以上

※使用料は、年度ごとにその都度発行する納入通知書により支払っていただきます。なお、支払時期は、当該年度の4月末までとします。ただし、当該許可日の属する年で、使用期間が一年に満たない場合は、月割り計算により支払うこととし、円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとします。

(2) 自主事業による施設に関する事項

① 自主事業による施設の種類の種類

公園全体を俯瞰し、広大な園内のポテンシャルを活かした自主事業による施設を提案してください。設置管理許可施設、既存施設を活用した管理許可施設、公募対象公園施設の提案も可能です。

② 自主事業による施設の設計施工・管理運営に関する条件

<設計施工に関する条件>

A. 共通事項

公募設置等指針 P12「第3章(1)②公募対象公園施設の設計施工・管理運営に関する条件<設計施工に関する条件> A. 共通事項」を準用します。

B. 個別事項

- (ア) 公園利用者が快適に利用できる施設・空間とし、また既存施設の立地や配置等を考慮し、公園利用者や歩行者、車両等に対して機能的で安全な動線を確保してください。
- (イ) ユニバーサルデザインに配慮し、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(平成24年3月国土交通省)を遵守してください。

<管理運営に関する条件>

A. 共通事項

公募設置等指針 P13「第3章(1)②公募対象公園施設の設計施工・管理運営に関する条件<管理運営に関する条件> A. 共通事項」を準用します。

B. 個別事項

- (ア) 営業時の音や振動、照明の照度、及び営業時間については、周辺の環境に配慮してください。
- (イ) 公園区域内にあることを鑑み、公園利用者が利用しやすいサービスの内容を提案してください。

③ 自主事業による施設の場所

設置が可能な場所は、公募設置等指針 P7「第2章(3)③公募区域【事業対象区域】」に示す「自主事業による施設の整備可能エリア」とします。詳細のエリアは別紙資料1 事業区域図をご参照ください。

④ 自主事業による施設の設置又は管理運営の開始時期

設置許可、管理許可の開始時期は令和2年4月以降とし、供用開始時期は原則として令和3年4月以降とします。段階的に整備を進めるなど実施時期の提案も可能です。

⑤ 使用料の額の最低額

認定計画提出者は、自主事業により提案する施設の面積に対して、自ら提案した使用料単価を乗じた額を、使用料として豊田市に支払っていただきます。

使用料単価の最低額は次の金額を参考に提案してください。

区分	単位	使用料(円)
公園施設を設ける場合 の使用料単価の最低額	1 m ² 1年 につき	1,000 円以上
公園施設を管理する場合 の使用料単価の最低額	1 m ² 1年 につき	建物の課税標準額×(7.2/100) + 土地の課税標準額×(4/100)により算定した額以上

※公園施設を管理する場合の使用料単価は、価額提案書に記載の提案額をベースにして、許可期間を延伸するとき豊田市と協議できるものとします。

※使用料の支払い方法は、公募設置等指針 P14「第3章(1)⑤使用料の額の最低額」を準用します。

(3) 特定公園施設に関する事項

① 共通事項

- (ア) 良好な自然景観、ロケーション等、現在の景観の美しさ、佇まい、形態を担保するために、特定公園施設は下記の条件で提案してください。
 - ・ 施設の配置は、周辺の自然景観、公園の景観に配慮した計画としてください。
 - ・ 施設の周辺には景観を阻害するものの設置は控えてください。
 - ・ 室外機や設備機器など施設外部に設置する設備は、目隠しをするなど、景観に配慮してください。
- (イ) 特定公園施設の色彩、意匠は、周辺の自然景観、公園の景観に調和したものとしてください。
- (ウ) 一般公衆の自由な利用に供される公共施設として、特定の利用者に限定される施設や、騒音の発生等により他の利用者の公園利用を著しく阻害する、若しくは周辺住民に迷惑をかけるような施設は望ましくないため、公園への設置にふさわしい施設、周辺の街区と調和した施設を提案してください。
- (エ) 公園利用者が快適に利用できる施設・空間とし、また既存施設の立地や配置等を考慮し、公園利用者や歩行者、車両等に対して機能的で安全な動線を確保してください。
- (オ) ユニバーサルデザインに配慮し、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成 24 年 3 月国土交通省）を遵守してください。
- (カ) 夜間利用も考慮し、公園利用者や駐車場利用車両等が夜間でも安全に利用できる照度を確保してください。
- (キ) 施設に必要なインフラ（上下水道、電気、ガス等）施設の引き込み等を行う際は、各インフラ管理者との協議は認定計画提出者が行ってください。
- (ク) トイレの設計に際しては、豊田市都市公園トイレ設置に関する基準及び愛知県人にやさしい街づくりに準拠し、設計を行ってください。
- (ケ) 工事に際しての工事管理業務を含むこととします。
- (コ) 実施設計内において、建築物建設予定位置における地質調査を必要に応じて実施してください。
- (サ) 市の確認を得た後、設計成果を納品していただきます。施工に際しては、納品検査に向け、要求水準を満たすことが確認できる資料を作成し、提出してください。

② 園路

- (ア) 必要に応じて便益施設及び遊戯施設にアクセスするための園路を整備してください。
- (イ) 園路の舗装材は、既存の公園園路の材質、舗装構成と合致するよう計画してください。

③ トイレ

- (ア) 既存のトイレを撤去する場合は、特定公園施設としてトイレを整備していただきます。
- (イ) トイレは既存トイレと同水準の整備を基本とし、RC 造、男：小 3 穴、大 2 穴、女：大 3 穴、多目的：1 室としてください。愛知県人にやさしい街づくりに準拠し、男女それぞれの便房のうち、1 以上を洋式とし、手すりを設けてください。
- (ウ) 洋式の便器は温水洗浄便座としてください。

④ サービスセンター

- (ア) サービスセンターは、特定公園施設及びその他の公園施設等を維持管理・運営する指定管理者の執務場所として整備してください。
- (イ) サービスセンターは新設のほか、既存の公園管理事務所の一部を改修して設けることも可能とします。

(ウ)既存の公園管理事務所を改修する場合は、次の条件で提案してください。

- ・別紙資料 19 公園管理事務所図面の改修可能場所で提案してください。ただし、ベランダ部分や周辺への増築も可能とします。
- ・導入する室は次のとおりとし、各機能の面積は一覧表を参考に、管理運営体制・方法から提案してください。

※表中に示す規模は目安とします。

室名	規模※	備考
事務室	20 m ² 程度	・指定管理業務に必要な職員数が常駐できる執務スペースを設けてください。
受付窓口	—	・事務室に併設し、公園利用案内のための受付窓口を設けてください。
会議スペース	8 m ² 程度	・指定管理者のほか、豊田市の直営で維持管理を行う動物園の管理者が利用可能な会議スペースを設けてください。
トイレ	—	・既存のトイレをバリアフリーに適合した施設に改修してください。
倉庫	20 m ² 程度	・公園の維持管理に必要な倉庫を設けてください。

- ・既存の公園管理事務所が現在の建築基準法に適合しているかを確認し、改修が必要となる場合は必要な処置を行ってください。

(エ)サービスセンターを新設する場合は、次の条件で提案してください。

- ・サービスセンター周辺に管理車両用の駐車スペースを整備するとともに、必要に応じて植栽による修景を提案してください。
- ・建築面積は 83 m²程度とし、事務室、会議スペース、職員用ロッカールーム、給湯室、公園利用者が利用可能な多目的便所、受付窓口・エントランス、倉庫を提案してください。倉庫については別棟とすることも可能です。建築物は木造としてください。

※表中に示す規模は目安とします。

室名	規模※
事務室	20 m ² 程度
会議スペース	8 m ² 程度
職員用ロッカールーム	8 m ² 程度
給湯室	6 m ² 程度
多目的便所	7 m ² 程度
受付窓口・エントランス	14 m ² 程度
倉庫	20 m ² 程度

⑤豊田市による特定公園施設の整備の費用負担

豊田市が負担する費用の上限額は次のとおりとします。

特定公園施設の整備内容	豊田市の費用負担
園路・トイレの整備	なし
既存公園管理事務所改修又はサービスセンター新設 (管理車両用駐車スペース及びインフラ施設の引き込みを含む)	改修又は新設に要する費用(積算額)の9割未満で、上限額 27,000 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※上限額は、既存の公園管理事務所を改修する場合、サービスセンターの建物を新設する場合いずれも同額とします。

※上記費用には建築確認申請を含む各種許認可申請に係る費用を含むものとします。

※令和 2 年豊田市議会 3 月定例会で令和 2 年度当初予算が可決されなかった場合は無効とします。

(4) 利便増進施設に関する事項

①看板又は広告塔

- ・ 事業対象区域内に、地域における催し物に関する情報を提供するための看板又は広告塔（以下「看板等」という。）を認定計画提出者の任意提案により設置することが可能です。
- ・ 地域に関する情報や広告と併せて、自家用広告及び一般広告を掲出することも可能であり、その広告料は認定計画提出者の収入とすることができます。
- ・ 看板等の設置にあたっては、都市公園占用許可を受け、条例による金額を豊田市に納入していただきます。令和元年度においては次に示す金額になりますが、条例改正により金額が変更になる場合があります。

区分	単位	使用料（円）
占用許可使用料の負担	表示面積 1㎡ 1年につき	2,200円

※使用料の支払い方法は、公募設置等指針 P14「第3章（1）⑤使用料の額の最低額」を準用します。

(5) キャンプフィールドに関する事項

①設計・施工に関する事項

A.業務範囲

(ア)設計業務

- ・ 各種調査業務
- ・ 基本設計業務
- ・ 実施設計業務
- ・ 各種許認可申請業務
- ・ 補助金申請等補助業務

(イ)施工業務

- ・ 建築工事
- ・ 電気設備工事
- ・ 機械設備工事
- ・ 外構工事
- ・ 関連工事（既存樹木の伐採、支障となる既存施設・工作物の撤去等）

(ウ)工事監理業務

B.設計・施工の条件

- (ア) 鞍ヶ池公園周辺のロケーションや鞍ヶ池公園の特性を活かした、他の公園にはない高品質かつ高機能でスマートなキャンプフィールドを提案してください。
- (イ) キャンプフィールドにおいては、レストラン・ストア兼管理棟、サニタリー棟、トレーラーハウスや張り出しデッキ等のキャンプ施設的设计・施工について、提案を行ってください。
- (ウ) キャンプ施設の配置に関して、支障となる既存施設は移設・撤去できるものとしますが、ハイウェイオアシスにおける展望台、若草山における美しの塔などシンボル施設は撤去以外の方法を検討してください。レストラン・ストア兼管理棟の整備に際し、バス巡回場所を撤去する場合は、レストラン・ストア兼管理棟提案可能エリア周辺でバス巡回所を新たに設置してください。
- (エ) 良好な自然景観、ロケーション等、現在の景観の美しさ、佇まい、形態を担保するために、キャンプフィールドは下記の条件で提案してください。
 - ・ 施設の配置は、周辺の自然景観、公園の景観に配慮した計画としてください。
 - ・ 室外機や設備機器など施設外部に設置する設備は、目隠しをするなど、景観に配慮してください。

- (オ)公園利用者が快適に利用できる施設・空間とし、また既存施設の立地や配置等を考慮し、機能的で安全な動線を確保してください。
- (カ)ユニバーサルデザインに配慮し、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成 24 年 3 月国土交通省）を遵守してください。
- (キ)建築物は木造としてください。ただし、外壁等雨掛り部については、耐候性、耐久性等について十分に考慮した提案としてください。
- (ク)イニシャルコストに加え、ランニングコストの縮減を考慮した内外装材を提案してください。
- (ケ)導入施設の規模、要求水準は次のとおりとします。

<建築物>

※表中に示す規模は目安とします。

名称	室名	規模※	要求水準
レストラン・ストア兼管理棟	飲食・物販施設	390㎡	・レストランスペース、物販が可能なスペースを整備してください。
	事務室・倉庫	50㎡	・管理者（3人程度）の事務スペースとして利用するスペースを整備してください。 ・受付カウンターを設け、バーベキュー・キャンプ場利用の窓口機能を確保してください。 ・飲食・物販に必要な物品、事務スペースの書類等の収納に必要な倉庫を整備してください。
	トイレ	20㎡	・男女別及び多目的トイレを設けてください。
サニタリー棟	シャワー室	45㎡	・24時間快適に利用できる温水のシャワー室を整備してください。
	炊事場	25㎡	・温水仕様の炊事場を設けてください。
	トイレ	30㎡	・男女別及び多目的トイレを設けてください。
炭捨て場・ゴミ捨て場・キャンプ道具の洗い場	-	-	・キャンプ場の運営に必要な規模の炭捨て場、ゴミ捨て場、キャンプ道具の洗い場を提案してください。 ・洗い場は屋根を設け、雨水が流入しないようにしてください。

<キャンプ場>

※表中に示す規模は目安とします。

名称	室名	規模※	要求水準
トレーラーハウス	宿泊施設	20㎡ (6基程度)	・高品質で高機能なアウトドアスタイルの宿泊が可能な仕様としてください。 ・施設には給排水、電気を接続し、簡易に取り外しが可能な構造としてください。
張り出しデッキ		645㎡	・高品質で高機能なアウトドアスタイルの宿泊に活用可能な再生木材のデッキを整備してください。 ・レストラン・ストア兼管理棟付近、若草山付近の両方に設けてください。 ・バーベキューが実施可能な設えにするとともに、テントサイト提案の場合は1サイト当たり2口（計15アンペア程度）の電源を確保してください。
案内サイン		-	・キャンプフィールドの利用に際して必要となる案内サインを提案してください。 ・キャンプフィールド全体の案内、各施設の名称表示、施設の方向等を表示するサインを設置してください。

- (コ)設計業務には、補助金の申請に必要な書類の作成も含むものとします。
- (サ)実施設計内において、建築物建設予定位置における地質調査を必要に応じて実施してください。
- (シ)市の確認を得た後、設計成果を納品していただきます。施工に際しては、納品検査に向け、要求水準を満たすことが確認できる資料を作成し、提出してください。

C.施工区分の一例

キャンプフィールドの施工区分の一例を次に示します。

工事内容	工事区分	
	A 工事	C 工事
外装	・建物、仕上げ等全てを行う	・なし
内装	・公共工事の標準的な仕様の内装	・特殊な仕様の内装
外構	・基本的に全てを行う	・なし
電気設備	・屋内外照明 ・屋内外コンセント ・業務放送設備 ・防災設備 ・非常用照明	・なし
機械設備	・建築物と一体不可分の機械設備 ・空調設備 ・便所設備（便器、洗面器、 水栓器具、給気換気設備器具） ・厨房設備（流し、コンロ、換気扇）等	・建築物と一体構造ではない厨房機器 ・冷蔵庫 ・オープン ・食洗器 等
キャンプ施設	・基本的に全てを行う	・なし
その他	・支障物の解体・撤去にかかる費用	・キャンプフィールドを運営するための 備品 等

※上記の施工区分は一例です。詳細の区分については、建築設計時に市と協議の上、決定することとします。

D.豊田市によるキャンプフィールドの設計・施工の費用負担

豊田市が負担する費用の上限額は次のとおりとします。

内容	豊田市の費用負担
キャンプフィールドの設計・施工 (既存施設の移設・撤去、インフラ施設の引き込みを含む)	上限額 567,000千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※1 上記費用には建築確認申請を含む各種許認可申請に係る費用を含むものとします。

※2 キャンプフィールドの設計・施工費用にはA工事の設計・施工費用を含むものとします。

※3 C工事は認定計画提出者の負担により整備してください。

※4 令和2年豊田市議会3月定例会で令和2年度当初予算が可決されなかった場合は無効とします。

②管理運営に関する事項

A.キャンプフィールドの運営

キャンプフィールドで認定計画提出者が専用利用するエリアの運営、C工事で整備される施設の維持管理・修繕は管理許可により実施していただきます。ただし、上記以外のエリアの維持管理、キャンプフィールドのA工事で整備される施設の修繕、保守、衛生管理、清掃等は指定管理業務に含むものとします。また、公園利用者が無料で休憩等に利用可能な場所は、管理許可のエリアには含まれません。認定計画提出者は、キャンプフィールドの管理許可面積に対して、自ら提案した公園施設を管理する場合の使用料（管理許可使用料）単価を乗じた額を、管理許可使用料として豊田市に支払っていただきます。

管理許可使用料単価は、次頁の算定式により算出するものとしますが、公園施設（建築物）を管理する場合の使用料は、建築物の整備内容確定まで算定できないことから、認定計画提出者が想定する管理許可使用料単価を提案してください。整備内容確定後、課税標準額をもとに豊田市が算定した使用料単価と見比べ、認定計画提出者が提案した使用料が下回る場合には、豊田市が算定した使用料単価を採用します。

管理許可面積の決定にあたっては、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、豊田市が精査確認します。

区分	単位	使用料（円）
公園施設（建築物）を管理する場合の使用料の最低額	1 m ² 1年につき	建物の課税標準額×(7.2/100) + 土地の課税標準額×(4/100) により算定した額 以上
公園施設（建築物以外のキャンプ場施設）を管理する場合の使用料の最低額	1 m ² 1年につき	土地の課税標準額×(4/100) により算定した額 以上

※公園施設を管理する場合の使用料単価は、価額提案書に記載の提案額をベースにして、許可期間を延伸するとき豊田市と協議できるものとしします。

※使用料の支払い方法は、公募設置等指針 P14「第3章（1）⑤使用料の額の最低額」を準用します。

B. キャンプフィールド利益一部還元

キャンプフィールド運営におけるレストラン、ストア、宿泊事業、その他コンテンツによる利益は、営業利益を一部還元してください。還元金の算定方法を提案してください。

項目	求める提案
還元金の算定方法	営業利益に乗ずる割合

（6）管理運営等に関する事項

① 園地全体の管理運営等に関する事項

公園利用者に快適な空間を提供するために、特定公園施設、キャンプフィールドのA工事で整備される施設を含む鞍ヶ池公園（公募設置等指針 P7「第2章【事業対象区域】」に示す指定管理除外エリアを除く。）の園地全体において、建物や設備の修繕、保守、衛生管理、警備、清掃や植栽管理等について、指定管理業務を行ってください。

指定管理業務の内容は、「豊田市鞍ヶ池公園民間活力導入事業 指定管理業務要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）に準拠するものとし、効率的かつ公園全体での一体的な管理運営を行ってください。ただし、キャンプフィールドのうち、施設を専用利用するエリアは、公募設置等指針 P20「第3章（5）②管理運営に関する事項」に示すとおり、管理許可にて実施していただきます。

② 管理運営における自主事業、及びその他の提案について

指定管理業務では、効率的かつ安全な管理運営計画のほか、特に次の内容について提案してください。

自主事業によって得られる収益は、指定管理者の収入となります。

(ア) 乗馬トレッキングやマルシェ、イルミネーション等の園地の利活用イベントの実施等、園地全体の利活用に関する提案

(イ) 公園プレイヤーの活動推進に関する提案

- ・市民ボランティアで人と人がつながるなど公園プレイヤーの活動を推進するための公園協議会の設置についての提案
- ・市民団体等の公園プレイヤーが活動しやすいフィールドをつくりだすための工夫についての提案
- ・公園プレイヤーが生まれ、育つ工夫、公園ユーザーとの関わりをコーディネートするための工夫に関する提案

(ウ)既存施設の動物園との連携、公募対象公園施設との連携、鞍ヶ池パーキングエリアとの連携、その他魅力向上につながる事業の提案

(工)公園内コンテンツを魅力的に紹介、公園ユーザーから情報が拡散されるなど、知名度の向上につながる公園のプロモーション活動に関する提案

③指定管理業務に係る管理運営費用の負担

指定管理業務に係る管理運営費用は、豊田市から支払う指定管理料により賄ってください。ただし、自主事業の収益を指定管理業務に係る管理運営費用に充当することは可能とします。豊田市が負担する指定管理料の上限額は次のとおりとします。

指定管理料の上限額	232,000 千円／年 (消費税及び地方消費税を含む。)
------------------	--

※自主事業に係る経費に指定管理料を充てることはできません。

※令和3年豊田市議会3月定例会で令和3年度当初予算が可決されなかった場合は無効とします。

指定管理施設の修繕に係る修繕料の負担の考え方は要求水準書 P9「10(4) 指定管理施設の修繕に係る修繕料の負担」を、異常事態の処理に係る手数料の負担の考え方は要求水準書 P10「10(5) 異常事態の処理に係る手数料の負担」を参照してください。金額の過不足については、年度協定書のもと毎年度精算するものとします。

(7) 評価委員会による評価

豊田市が主催する評価委員会により、管理運営の適切性、取組を評価します。開催頻度は年1回程度とし、豊田市が選定する5名程度の審査委員会により評価します。委員会に際し、指定管理者等は予め事業報告書を作成し、豊田市に提出するものとします。

第4章 公募の実施に関する事項等

(1) 公募への参加資格等

① 応募者の資格

- (ア) 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。個人での応募はできません。
- (イ) グループで応募する場合は、応募時に共同企業体を結成し（以下、共同企業体等を構成する企業を個別に又は総称して「構成法人」という。）、代表法人を定めてください。
- (ウ) 公募対象公園施設、特定公園施設の建築物、キャンプフィールドの建築物の設計業務を行う者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること、かつ都市公園又は都市公園と類似した公園施設と同程度以上の規模の施設の設計業務実績を有することとします。
- (エ) 特定公園施設、キャンプフィールドの建設業務を行う者は、平成31年度豊田市競争入札参加資格名簿の申請区分「建設工事」、認定業種「土木一式工事」又は「造園工事」に登載があり、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることとします。
- (オ) キャンプフィールドの管理運営業務を行う者は、平成26年4月以降に官公庁の委託発注によるキャンプフィールド及び飲食施設管理運営、又は官公庁との指定管理協定によるキャンプフィールド及び飲食施設管理運営、又は民間によるキャンプフィールド及び飲食施設管理運営の実績を有することとします。
- (カ) 園地の維持管理業務を行う者は、災害時の迅速な緊急対策を行うため、豊田市に主たる事業所を置く者で、平成31年度豊田市競争入札参加資格名簿の申請区分「物品等」、登録業種「建物等施設管理」又は「草地樹木管理」に登載があり、平成26年4月以降に豊田市内で官公庁発注の「都市公園※1管理業務（樹木管理含む）」又は「樹木管理業務」で元請けとして1件当たり税込み金額2,000万円以上の履行実績※2を有することとします。なお、共同企業体で申請する場合にあたっては、少なくとも1人以上が上記の要件を満たすこととします。
 - ※1 都市公園とは都市公園法で定める公園を指します。
 - ※2 実績には工事施工に含まれる樹木伐採、植樹等は除きます。

② 応募者の制限

次に該当する法人等は応募者となることができません。またグループで応募する際の構成法人となることもできません。

- (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- (イ) 当該法人の設立根拠法に規定する解散または清算の手続きに入っている法人
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する法人
- (エ) 公募設置等指針配布日から、公募設置等予定者決定通知日までの間に、豊田市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領による指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人

- (オ)最近の2年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- (カ)豊田市から「豊田市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた法人
- (キ)選定委員会が経営又は運営に直接関与している法人
- (ク)この公募設置等指針の作成業務を豊田市が委託した中央コンサルタンツ株式会社

③応募条件

応募法人は、他の応募グループの構成法人となることはできません。また、同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの構成法人となることはできません。

(2) 応募手続き

①公募設置等指針の公表

公募設置等指針は、豊田市公式ウェブサイトにおいて公表します。

期 間：令和元年12月20日（金）から令和2年2月28日（金）まで

U R L： <https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/proposal/1030252/index.html>

②公募説明会

事前説明会を次のとおり開催します。説明会に参加される場合は、事前に申し込みが必要ですので、申し込みをしてください。

使用様式：様式1「事前説明会参加申込書」

申込期限：令和元年12月26日（木）17時まで

申込方法：電子メール

アドレス：kouen-kanri@city.toyota.aichi.jp

申込先：豊田市 都市整備部 公園緑地管理課 緑地担当

開催日時：令和2年1月8日（水）10時から（受付は9時30分から開始）

開催場所：豊田市役所 東庁舎7階 東大会議室2

参加人数：1社で参加する場合は3名まで、グループで参加する場合は10名まで

なお、説明会に参加しなくても公募設置等計画を提出することは可能です。また、説明会に参加しないことにより審査において不利になることはありません。

③応募登録

事業に応募される方は、必ず応募登録をしてください。

応募登録は、応募法人又は応募グループに限ります。個人での応募登録はできません。応募グループで公募設置等計画の提出を予定されている場合は、応募グループのうちの1社が代表して応募登録を行ってください。なお、公募設置等計画の受付時においては、応募登録をした法人が存在する場合に限り、グループの構成を変更することは可能です。

応募登録は、次のとおり行ってください。

使用様式：様式3「応募登録申込書」

申込期限：令和元年12月26日（木）から令和2年1月24日（金）まで

受付場所：豊田市 都市整備部 公園緑地管理課 緑地担当（豊田市役所西庁舎3階）

提出方法：受付場所へ持参もしくは郵送

④公募設置等指針に対する質問及び回答

公募設置等指針の内容に関して質問がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。
回答内容については、公募設置等指針と同等の効力を持つものとします。

使用様式：様式 2「質問書」

受付期間：令和元年 12 月 26 日（木）から令和 2 年 1 月 10 日（金）まで

提出方法：電子メール

※件名（subject）は「鞍ヶ池公園質問」と記載してください。

アドレス：kouen-kanri@city.toyota.aichi.jp

提出先：豊田市 都市整備部 公園緑地管理課 緑地担当

回答日：令和 2 年 1 月 23 日（木）までに回答

回答方法：上記の回答期限までに豊田市公式ウェブサイトにおいて公表します。

⑤質問への回答、公募設置等指針に対する再質問及び回答

応募登録した法人又はグループに限り、質問への回答、公募設置等指針に対する再質問を受け付けます。再質問がある場合は、次のとおり再質問書を提出してください。

回答内容については、公募設置等指針と同等の効力を持つものとします。

使用様式：様式 2-2「再質問書」

受付期間：令和 2 年 1 月 27 日（月）から令和 2 年 1 月 31 日（金）まで

提出方法：電子メール

※件名（subject）は「鞍ヶ池公園再質問」と記載してください。

アドレス：kouen-kanri@city.toyota.aichi.jp

提出先：豊田市 都市整備部 公園緑地管理課 緑地担当

回答日：令和 2 年 2 月 7 日（金）までに回答

回答方法：上記の回答期限までに豊田市公式ウェブサイトにおいて公表します。

⑥公募設置等計画等の受付

公募設置等計画等を次のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

使用様式：「公募設置等計画等関係書類一覧」のとおり（指定のない場合は任意様式）

受付期間：令和 2 年 2 月 20 日（木）から令和 2 年 2 月 28 日（金）17 時まで

受付場所：豊田市 都市整備部 公園緑地管理課 緑地担当（豊田市役所西庁舎 3 階）

提出方法：受付場所へ持参

<公募設置等計画等作成の注意事項>

- ・ 公募設置等計画等の提出は 1 応募法人（1 応募グループ）1 提案とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・ 関係法令及び条例を遵守し、かつ公募設置等指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- ・ 必要に応じて公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ・ 「6. 公募設置等計画」は A3 判横書き、左綴じとし、ページを付して提出してください。
- ・ 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。
- ・ 提出時には、提出書類と同じ内容を保存した CD-R または DVD-R を 1 枚提出してください。

公募設置等計画等関係書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 指定管理者指定申請書	様式 5	1 部	1 部
2. 誓約書			
(1) 誓約書	様式 6-1	1 部	1 部
(2) 委任状	様式 6-2	1 部	1 部
3. 応募制限関連書類（応募グループにあつては、代表法人及び構成法人のすべてについて提出）	—	—	—
(1) 定款又は寄付行為の写し	—	1 部	1 部
(2) 法人登記簿謄本及び印鑑証明	—	1 部	1 部
(3) 役員名簿	様式 7	1 部	1 部
(4) 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でもよい。	—	1 部	1 部
(5) 直近 3 年間の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表	—	1 部	1 部
(6) 事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。	—	1 部	1 部
4. 応募資格関係書類（該当する法人について提出）	—	—	—
(1) 一級建築士事務所登録を証する書類の写し	—	1 部	1 部
(2) 設計業務実績を証する書類	様式 8-1		
(3) 建設工事实績を証する書類	様式 8-2	1 部	1 部
(4) 申請区分「建設工事」、認定業種「土木一式工事」又は「造園工事」が確認できる豊田市競争入札参加資格者名簿の出力	—	1 部	1 部
(5) 特定建設業許可通知書の写し	—	1 部	1 部
(6) キャンプフィールドの管理運営業務の実績を証する書類	様式 8-3	1 部	1 部
(7) キャンプフィールドの管理運営業務の実績が確認できる書類	—	1 部	1 部
(8) 管理運営業務の実績を証する書類	様式 8-4	1 部	1 部
(9) 申請区分「物品等」、登録業種「建物等施設管理」又は「草地樹木管理」が確認できる豊田市競争入札参加資格者名簿の出力	—	1 部	1 部
(10) 管理運営業務の履行実績が確認できる書類	—	1 部	1 部
5. 共同企業体協定書	様式 9		
6. 公募設置等計画 表紙	様式 10-1	1 部	10 部
全体計画			
1 民間活力導入事業者・指定管理者としての PR (1) 人的基盤、労働条件 (2) 基本方針・法令順守 (3) 実績及び経験 (4) 事業実施体制	様式 10-2	1 部	10 部
2 整備計画、管理運営計画について (1) 鞍ヶ池公園の設置目的達成に向けた取組 (2) 公園ユーザーの満足度向上・利用促進 (3) 目標管理と改善姿勢 (4) 地域貢献の提案 (5) 地元配慮の提案 (6) 事業計画 (7) その他			
指定管理に関する計画 (1) 応募者の取組み姿勢 (2) 人的基盤、労働条件 (3) 実績及び経験 (4) 安全対策、危機管理体制 (5) 管理運営 (6) 公園プレイヤーの活動推進にかかる提案等 (7) 自主事業によるソフト事業	様式 10-3	1 部	10 部
Park-PFI 等に関する計画			
1 公募対象公園施設 (1) 設計施工の内容（イメージパース、平面図、立面図、断面図）(2) 管理運営の内容	様式 10-4	1 部	10 部
2 自主事業による施設 (1) 設計施工の内容（イメージパース、平面図、立面図、断面図）(2) 管理運営の内容			
3 特定公園施設 設計施工の内容（イメージパース、平面図、立面図、断面図、内外部仕上表）			
キャンプフィールドに関する計画 (1) 設計施工の内容（イメージパース、平面図、立面図、断面図、内外部仕上表）、 (2) 設計・施工における工夫 (3) 設計・施工にかかる費用の概算 (4) 管理運営の内容	様式 10-5	1 部	10 部
7. 価額提案書	様式 11	1 部	10 部
8. 豊田市鞍ヶ池公園の指定管理業務に関する収支計画書	様式 12	1 部	10 部

(3) 選定審査に関する事項

①選定審査の方法

設置等予定者の選定は、豊田市鞍ヶ池公園民間活力導入事業選定委員会が主体となり、別に示す選定審査基準書に基づき、提出された公募設置等計画等の提出書類及び別途実施するプレゼンテーションを審査して行います。

プロポーザル評価基準及び採点表により算定された得点が最も高いグループを『公募設置等予定者』とし、総合得点が第2位であったグループを『次点者』とします。

②選定審査の日程

プレゼンテーション審査：令和2年3月20日（金）

※受付状況を踏まえ、会場や詳細のスケジュールは別途通知します。

(4) 公募設置等計画の認定

豊田市は、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより設置等予定者は認定計画提出者となります。

なお、公募設置等計画の認定にあたっては、選定委員会からの意見や要望事項等を踏まえ、必要に応じ、豊田市と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、当該変更後の計画を認定する場合があります。

(5) 契約の締結等

①基本協定

豊田市は、認定計画提出者と事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。基本協定の案は別添資料4、5のとおりです。

②設置管理許可

認定計画提出者は、工事着手前に、公募対象公園施設の設置管理許可を得る必要があります。また、設置管理許可期間には、公募対象公園施設の建設に係る期間や事業終了前の解体・撤去期間を含むものとし、工事中も設置許可使用料を支払うこととします。

認定計画提出者は、事業期間終了時（設置管理許可等を取り消し又は更新しない場合を含む。）までに公募対象公園施設を撤去し、原状回復して豊田市に返還することとします。ただし、豊田市が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について豊田市が事前に同意した場合、もしくは認定計画提出者と次期事業者との間で、原状回復せずに建物が撤去された更地の状態とすることの同意が得られ、その内容について豊田市が事前に同意した場合は、この限りではありません。

③特定公園施設整備・譲渡契約

認定計画提出者は、豊田市と「鞍ヶ池公園民間活力導入事業における特定公園施設譲渡契約」を締結します。特定公園施設譲渡契約の案は別添資料6のとおりです。

④ キャンプフィールドの売買契約

認定計画提出者は、豊田市と「鞍ヶ池公園民間活力導入事業におけるキャンプフィールド売買契約」を締結します。売買契約の案は別添資料 7 のとおりです。

⑤ 指定管理者の指定と協定の締結

認定計画提出者は、豊田市による指定管理者の指定を受け、維持管理運営を行っていただきます。ただし、指定管理者の指定は、市議会で可決されることを前提とします。

指定管理者は市との間で、指定期間全体に係る「基本協定」を締結するものとします。なお、応募段階での事業計画書において提案された事項については、協定を締結する際にその採用可否も含めて協議するものとします。

市が指定管理者に対して支払う指定管理料その他経費に関する事項は、年度ごとに締結する「年度協定」により定めるものとします。

⑥ 利便増進施設の占用許可（行政の負担の有無及び額）

公募対象公園施設の収益性を高めるために必要と認められる利便増進施設（看板、広告塔）を設置する場合、都市公園法第 6 条に基づく都市公園占用許可を受け、設置、維持管理を行っていただきます。

利便増進施設の設置にあたっては、工事中も含め条例に基づく使用料を豊田市へ支払っていただきます。

（6）オープニングセレモニーの実施

認定計画提出者には、自らの費用負担により、公募対象公園施設の開設、指定管理の運営開始に合わせ、オープニングセレモニーを実施していただきます。オープニングセレモニーの内容は認定計画提出者の提案で実施をお願いします。

(7) リスク分担等

① リスク分担

事業の実施における主なリスクについては、次の負担区分とします。ただし、認定計画提出者が請け負うリスクは、指定管理除外エリアを除く範囲とします。なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、豊田市と認定計画提出者が協議の上、負担者を決定するものとします。

(ア) 公募対象公園施設・自主事業による整備施設・キャンプフィールドの管理許可

公募対象公園施設、自主事業による整備施設、キャンプフィールドの管理許可※1 におけるリスクの負担区分は、次のとおりとします。

項目	内容	負担者	
		豊田市	認定計画提出者
物価変動	設置等予定者決定後の物価変動リスク		○
金利変動	設置等予定者決定後の金利の変動		○
法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に直接影響を及ぼす法令変更	協議事項	
	当該事業にかかわらず認定計画提出者に影響を及ぼす法令変更（最低賃金等）		○
施設修繕等	認定計画提出者の注意義務を怠ったことによる施設、設備、備品、資料等の滅失、損傷に関する原状回復又は賠償	公募対象公園施設	○
		自主事業による整備施設	○
	経年劣化や利用に伴う損耗等に対応する一般的な修繕	キャンプフィールドの管理許可	○
		公募対象公園施設	○
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は認定計画提出者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象等に伴う業務の変更、中止、延期、臨時休業※2	自主事業による整備施設	○
		キャンプフィールドの管理許可	○
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	豊田市の責任による中止・延期	○	
	認定計画提出者の責任による中止・延期		○
	認定計画提出者の業務放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継費用の負担		○
債務履行	豊田市の協定内容の不履行	○	
	認定計画提出者の事由による業務または協定内容の不履行		○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項	公募対象公園施設	○
		自主事業による整備施設	○
	施設管理上の瑕疵による事項	キャンプフィールドの管理許可	○
		公募対象公園施設	○
運営リスク	施設、機器等の不備または施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク	自主事業による整備施設	○
		キャンプフィールドの管理許可	○
第三者賠償	認定計画提出者の注意義務を怠ったことにより与えた第三者への損害賠償	公募対象公園施設	○
		自主事業による整備施設	○
	施設の構造上の問題等を起因として利用者等が受傷した場合等で、認定計画提出者が負うべき責任のない第三者への損害賠償	キャンプフィールドの管理許可	○
		公募対象公園施設	○
		自主事業による整備施設	○
		キャンプフィールドの管理許可	○

(イ) 指定管理業務

(ア) を除く園地全体の指定管理業務におけるリスクの負担区分は、次のとおりとします。

項目	内容	負担者	
		豊田市	認定計画提出者
物価変動	上下水道料金の単価に関する物価変動リスク	○	
	上記特定経費以外の経費に関する物価変動リスク		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増減		○
利用者数、使用量の変動	認定計画提出者が指定申請時に積算した利用者数やエネルギー使用量等の変動に伴う経費の増減		○
法令変更	施設の管理運営の基準等に直接影響を及ぼす法令変更	○	
	当該事業にかかわらず認定計画提出者に影響を及ぼす法令変更（最低賃金等）		○
税制変更	施設の管理運営の経費に直接影響を及ぼす法令変更（消費税・地方消費税、印紙税、酒税、入湯税等）	○	
	当該事業にかかわらず指定管理者に影響を及ぼす法令変更（所得税、法人市民税、事業所税、固定資産税等）		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増加	○	
施設修繕等	認定計画提出者の注意義務を怠ったことによる施設、設備、備品、資料等の滅失、損傷に関する原状回復又は賠償		○
	経年劣化や利用に伴う損耗等に対応する一般的な修繕	○	
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は認定計画提出者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象等に伴う施設修復等の経費増加※2	○	
第三者への賠償	認定計画提出者の注意義務を怠ったことにより与えた第三者への損害賠償		○
	施設の構造上の問題等を起因として利用者等が受傷した場合等で、認定計画提出者が負うべき責任のない第三者への損害賠償	○	
書類の誤り	指定申請書、事業計画書等指定管理者がその内容について責任を負うべきもの		○
	指定管理業務要求水準書等市がその内容について責任を負うべきもの	○	
支払遅延	指定管理者が再委託業者等に支払う経費の支払遅延による損害		○
	市が指定管理者に支払う経費の支払遅延による損害	○	
その他	上記以外の事案は、市及び指定管理者の協議による（業務内容の一部変更）	○	○

※1 キャンプフィールドのリスク分担のうち、公募設置等指針 P20「第3章(5)①C.施工区分の一例」におけるC工事で整備された施設に起因するリスク及び管理許可の運営におけるリスクは（ア）のリスク分担表、A工事で整備された施設に起因するリスク及び指定管理業務におけるリスクは（イ）のリスク分担表によるものとします。

※2 自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

- 災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行ってください。
- 特定公園施設を含む指定管理エリア、公募対象公園施設、自主事業による整備施設、キャンプフィールドが復旧困難な被害を受けた場合、豊田市は、認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務の停止を命じることがあります。
- 災害発生時には、公園は広域避難場所となるほか、特定公園施設を避難場所として使用する場合など災害対応のために必要な場合、豊田市は、認定計画提出者に対して業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。
- 業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、豊田市は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償は行いません。

(8) 事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は豊田市の承認を得て、別の民間事業者へ事業を承継させることとします。

第5章 その他

(1) 工事中の条件

- ・ 施設の施工に当たり豊田市と円滑な協議が可能な管理体制としてください。
- ・ 工事期間中の周辺住民等の安全や周辺環境へ配慮した提案としてください。工事中の音、振動等については、周辺に配慮してください。
- ・ 認定計画提出者が設置する施設の設置許可あるいは占有許可、確認申請、建築基準法第44条許可等の手続き期間も考慮したスケジュール管理をしてください。

(2) 関連法令

- ・ 公募設置等計画の内容は次の法令、条例及び要綱等を遵守してください。
※事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施してください。

①法令等

- ・ 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）
- ・ 都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）
- ・ 自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
- ・ 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）
- ・ 宅地造成等規制法（昭和36年11月7日法律第191号）
- ・ 文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）
- ・ 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）
- ・ 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- ・ 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）
- ・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- ・ 駐車場法（昭和32年5月16日法律第106号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）
- ・ 景観法（平成16年6月18日法律第110号）
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年9月5日法律第84号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号）
- ・ 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）
- ・ 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）
- ・ 下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）
- ・ 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）
- ・ 電気工事士法（昭和35年8月1日法律第139号）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月27日通商産業省令第52号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）
- ・ 騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）
- ・ 振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）

- ・悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
- ・健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年5月23日法律第56号）
- ・警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）
- ・旅館業法（昭和23年7月12日法律第138号）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年7月8日法律第53号）
- ・ガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）
- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）
- ・その他関連する法令

② 条例等

- ・愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成6年10月14日条例第33号）
- ・愛知県建築基準条例（昭和39年4月1日条例第49号）
- ・愛知県屋外広告物条例（昭和39年7月6日条例第56号）
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例（愛知県）（平成15年3月25日条例第7号）
- ・美しい愛知づくり条例（平成18年3月28日条例第6号）
- ・「WE LOVE とよた」条例（平成29年3月22日条例第1号）
- ・豊田市都市景観条例（平成2年3月28日条例第2号）
- ・豊田市環境基本条例（平成8年9月30日条例第27号）
- ・豊田市都市公園条例（昭和38年3月25日条例第6号）
- ・豊田市の環境を守り育てる条例（平成18年3月30日条例第6号）
- ・豊田市屋外広告物条例（平成9年12月24日条例第42号）
- ・豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例（平成18年3月30日条例第5号）
- ・豊田市公共下水道条例（昭和61年9月20日条例第41号）
- ・豊田市水道事業給水条例（昭和34年4月1日条例第10号）
- ・豊田市食品衛生条例（平成12年3月29日条例第3号）
- ・豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成25年3月22日条例第6号）
- ・豊田市火災予防条例（昭和48年12月27日条例第51号）
- ・その他関連する条例等

③ 適用要綱等

- ・豊田市緑の基本計画（平成20年3月）
- ・豊田市公共施設緑化ガイドライン（平成26年4月）
- ・豊田市景観計画（平成20年3月）
- ・豊田市景観形成ガイドライン（平成20年3月）
- ・豊田市地球温暖化防止行動計画（平成20年3月）
- ・豊田市建築基準施工細則（昭和53年3月31日規則第13号）
- ・豊田市都市計画法施工細則（平成10年3月30日規則第29号）
- ・その他関連する適用要綱等

（3）適用基準

特定公園施設、キャンプフィールドは、次の基準等に準拠し設計・施工してください。

- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日建設省経建発第1号）

- ・建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日建設省経建発第3号）
- ・建設工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（〃）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（〃）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（〃）
- ・官庁施設の基本的性能基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説（〃）
- ・愛知県標準仕様書（土木工事）（愛知県建設部）
- ・構内舗装・排水設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・グリーン庁舎基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備設計計算書作成の手引（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・機械設備工事承諾図様式集（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事における建設副産物管理マニュアル・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共工事における環境配慮指針（豊田市）
- ・遊具の安全に関する規準（日本公園施設業協会）
- ・都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省都市局公園緑地・景観課）
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版)（〃）
- ・公園施設の安全点検に係る指針(案)（〃）
- ・都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)（〃）
- ・その他関連する基準、指針等

（４）情報公開

公募において、認定計画提出者が豊田市に提出した資料は、豊田市情報公開条例に基づき公開する場合があります。

お問合せ・提出先

豊田市 都市整備部 公園緑地管理課 緑地担当
 〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地（豊田市役所西庁舎3階）
 電話：(0565) 34-6621 / FAX：(0565) 34-4500
 メールアドレス：kouen-kanri@city.toyota.aichi.jp
 （電話・窓口の受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）